

概要版

第3次 津山市地域福祉計画

だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる 支え合いのまちづくり

～地域共生社会の実現に向けて～



「地域福祉計画」とは

- ◆だれもが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていくために、地域において人と人とが世代を超えて「つながり」「支え合う」これが地域福祉の考え方です。
- ◆「地域の助け合いによる福祉」と「行政による福祉サービスの充実」を推進するために本市の地域福祉の理念と、取り組むべき施策の方向性を示す計画です。

計画策定の背景・趣旨

- ◆社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定します。
- ◆高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の推進に関し、共通する考えや施策の方向性を示しています。
- ◆課題解決のキーワードは“世代を超えた支え合いのまちづくり”（地域共生社会の実現）

計画の位置づけと計画期間

- ◆津山市第5次総合計画との整合を図り、高齢者や障害者、子ども・子育てなどの対象ごとに策定されている個別計画に共通する事項を盛り込むことで、各福祉関連分野計画の「上位計画」として位置付けられます。
- ◆津山市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、現実的に地域福祉を推進し、地域住民の活動・行動のあり方を示すもので、言わば車の両輪として機能します。
- ◆計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間としています。

計画の評価・管理

- ◆本計画の進行管理を行うにあたっては、庁内の関係部署などと横断的な連携を図るとともに地域共生社会の実現を図るため、関係部署の担当者間で定期的な協議の場を設けるなど一体的な計画の推進に努めます。
- ◆計画の着実な推進を図るため、市の取り組み目標と成果目標を設定して定期的に進捗状況を把握するなど、計画の点検・評価を継続的にを行います。

世代を超えてみんなで取り組む地域福祉

自助力（住民）

本人や家族で助け合っていくこと

互近助力（地域・隣近所）

隣近所などでの見守り、支え合っていくこと

共助力（地域・NPOなど）

町内会・ボランティア・NPOなどでの見守り、支え合っていくこと

公助力（市・社協など）

専門機関・団体・職員が支援していくこと

地域福祉の推進は、地域住民、地域で活動する団体、行政機関などがそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力することが重要です。

計画の体系

計画の基本理念である「**だれもが 住み慣れた地域で 自分らしく 安心して暮らせる 支え合いのまちづくり**～地域共生社会の実現に向けて～」を実現するため、4つの基本目標を柱とし、基本目標ごとに基本施策を定め、計画を推進します。

【基本理念】

だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる支え合いのまちづくり
～地域共生社会の実現に向けて～

【基本目標】

基本目標 1

みんなで支え合うまちづくり

基本目標 2

安全・安心なまちづくり

基本目標 3

活力あふれるまちづくり

基本目標 4

福祉サービスが充実したまちづくり

【基本施策】

①地域福祉活動に対する意識の醸成

②地域活動・ボランティア活動の情報提供と参加の推進

③津山市版地域包括ケアシステムの推進

①安心して暮らすための環境整備の推進

②地域の防災・減災・防犯体制の推進

③再犯防止対策の推進

①こころと体の健康づくりの推進

②地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくりの推進

③地域や福祉の担い手づくりの推進

④地域における活動の推進

①包括的な相談支援体制の推進
(重層的支援体制)

②福祉サービス利用の推進

③虐待や暴力被害などの早期発見と支援体制づくりの推進

④権利擁護の推進

施策の展開（計画の内容）

基本施策ごとに「取り組みの方針」と、この実現のために「自助力」「互近助力・共助力」「公助力」としての取り組みの一例を記載しています。（計画書の本編には、取り組み例を基本施策ごとに記載しています。）

基本目標 1 みんなで支え合うまちづくり



基本施策 1 地域福祉活動に対する意識の醸成	
取り組みの方針	<ul style="list-style-type: none"> 多様な生涯学習機会の提供 地域活動に関する広報や啓発の推進 学校などと地域の連携による福祉教育の充実 地域で活動する団体への支援
取り組みの一例	
自助力	近所の人と、日頃の挨拶や声掛けを心掛け、地域の人と「顔の見える関係」をつくりましょう。
互近助力・共助力	小地域ケア会議などを通して、地域の生活課題について話し合い、取り組みを支えていきましょう。
公助力	多様な生涯学習機会の提供 幅広い世代に対して「地域共生社会」の実現を推進する多様な学習機会の提供を、出前講座やホームページ、広報紙などにより実施し、福祉への意識を高める取り組みを推進します。
基本施策 2 地域活動・ボランティア活動の情報提供と参加の推進	
取り組みの方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動への参加の推進 ボランティア活動の支援 高齢者の社会参加の推進 障害者の社会参加の推進
取り組みの一例	
自助力	自分ができることや得意なことを見つけ、できる範囲で地域の役割を引き受けましょう。
互近助力・共助力	ボランティア講座や体験事業を通じて、ボランティアへの関心を高めるとともに、具体的な活動内容の広報を行い、誰もが参加しやすいきっかけをつくりましょう。
公助力	地域活動への参加の推進 社協や町内会、民生委員・児童委員など地域の活動団体と連携し、地域の様々な地域活動についての情報提供を充実し周知を図るとともに、住民の参加を推進します。
基本施策 3 津山市版地域包括ケアシステムの推進	
取り組みの方針	<ul style="list-style-type: none"> 各支援センター間の連携強化による支援の充実 津山市版地域包括ケアシステムの充実 地域包括ケア会議の充実 小地域ケア会議の充実・拡大 関係団体・組織のネットワークづくりによる推進 在宅医療・介護連携の推進 社協との連携強化の推進 地域生活支援拠点などの推進
取り組みの一例	
自助力	できる範囲で、小地域ケア会議などの多様な主体による話し合いなどに参加しましょう。
互近助力・共助力	地域や福祉関係者のそれぞれの役割、できること・できないことなどについて相互理解を深め、連携・協働を積極的に図りましょう。
公助力	各支援センター間の連携強化による支援の充実 自立相談支援センター、地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備などに取り組み、障害者基幹相談支援センターや津山市子ども家庭総合支援拠点・子育て世代包括支援センターなどが連携し、支援の充実を推進します。

基本目標 2 安全・安心なまちづくり



基本施策 1 安心して暮らすための環境整備の推進

取り組みの方針	・移動手段の確保・維持の充実
	・人にやさしいまちづくり条例の推進
	・ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進
	・移動支援サービスの充実
取り組みの一例	
自助力	・公共施設や交通機関、道路などの必要性に関して理解・認識を深めましょう。
互近助力・共助力	・地域の移動環境や交通課題などについて確認し、状況に応じて関係機関などへ情報の提供を行いましょう。
公助力	・移動手段の確保・維持の充実 子どもや学生、高齢者、障害者といった交通弱者に対する移動支援や交通手段の確保、維持に関する課題に対しては、公共交通機関への支援とあわせ、地域住民との協働などによる支援体制の構築を推進します。

基本施策 2 地域の防災・減災・防犯体制の推進

取り組みの方針	・災害時の支援体制の充実
	・避難行動要支援者名簿の充実整備
	・「つながりづくり」の推進
	・防災意識の啓発の推進
	・人にやさしく災害に強いまちづくりの推進
取り組みの一例	
自助力	・災害は、いつか起きるという前提のもと、被害をいかに軽減させるかを目的とした「減災」の考え方をもち、日頃から防災に関する知識を身に付け、避難場所や経路、防災用品を確認し、災害に備えましょう。
互近助力・共助力	・地元消防団や関係機関との連携により、防災・防犯意識の高揚に努めましょう。
公助力	・災害時の支援体制の充実 災害発生時に円滑な避難及び救助を行うことができるよう、避難行動要支援者の把握や避難訓練、自主防災組織の立ち上げに向けた支援を推進します。

基本施策 3 再犯防止対策の推進

取り組みの方針	・再犯防止に関する広報・啓発の推進
	・社会復帰に向けた支援の推進
	・「社会を明るくする運動」に関する広報・啓発の推進
取り組みの一例	
自助力	・犯罪や非行をした人の立ち直りや社会復帰に向けた取り組みへの理解を深めましょう。
互近助力・共助力	・犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識の啓発に、地域全体で取り組みましょう。
公助力	・再犯防止に関する広報・啓発の推進 市の広報紙やホームページなどを活用し、保護司などによる更生保護ボランティア活動に対する理解を深める取り組みを推進します。



基本目標3 活力あふれるまちづくり



基本施策1 心と体の健康づくりの推進

取り組みの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防に関する取り組みの推進 ・健康づくり・食育事業の推進 ・介護予防事業の推進 ・保健事業の推進
取り組みの一例	
自助力	・健康づくりや介護予防に関する教室などの地域のつどいの場や相談窓口へ積極的に向きましょう。
互近助力・共助力	・「めがせ元気！！こけないからだ講座」をはじめ地域の集いの場など、心と体の健康づくりの取り組みを進めましょう。
公助力	・フレイル予防に関する取り組みの推進 介護予防と健康増進の観点から「フレイル予防」に関する取り組みを推進します。

基本施策2 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくりの推進

取り組みの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人との連携による推進 ・交流の場の提供・充実 ・拠点づくりの推進
取り組みの一例	
自助力	・身近な地域の居場所や新たな活動拠点を知り、積極的に活用しましょう。
互近助力・共助力	・地域住民が様々な交流の場や活動に参加しやすいよう拠点の整備に努め、あわせて積極的かつ効果的な情報発信・情報提供に取り組みましょう。
公助力	・社会福祉法人との連携による推進 社会福祉法人の地域貢献事業との連携を図り、交流の機会づくりに向けた支援に努めます。

基本施策3 地域や福祉の担い手づくりの推進

取り組みの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・しくみづくりによる支援 ・養成講座などによる推進 ・情報提供・相談対応による支援 ・福祉関連人材の育成支援 ・職員の資質向上による推進
取り組みの一例	
自助力	・福祉などに関する講座やイベントに参加し、自分のペースで地域活動やボランティア活動を始めましょう。
互近助力・共助力	・地域や福祉に関する活動について、既存の担い手・リーダーだけで担う仕組みから、地域のみんで担う仕組みへの転換に取り組み、担い手の負担軽減を図りましょう。
公助力	・しくみづくりによる支援 地域や福祉に関する担い手の負担軽減に向けて、個々が抱える課題を把握し、解決策を検討するしくみづくりを推進します。

基本施策4 地域における活動の推進

取り組みの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の整備・充実による推進 ・情報提供の充実による支援 ・地域福祉活動の支援
取り組みの一例	
自助力	・地域に関心を持ち、身近な支え合いから地域力を高めましょう。
互近助力・共助力	・地域について話す機会として、集まりの場を企画しましょう。
公助力	・支援体制の整備・充実による推進 民間団体や事業者、関係機関などとの連携による支援体制の整備・充実を推進します。

基本目標4 福祉サービスが充実したまちづくり



基本施策1 包括的な相談支援体制の推進（重層的支援体制）

取り組みの方針	・ 包括的な相談支援体制の推進	・ 継続した相談支援の充実
	・ ネットワーク体制の構築	・ 生活困窮者に対する包括的な支援の推進
	・ 自殺対策の推進	・ 子どもの貧困対策の充実
	・ 子ども・若者就労就学支援の充実	
取り組みの一例		
自助力	・ 困りごとは一人で抱え込まず、身近な人に相談しましょう。	
互近助力・共助力	・ 制度の狭間や複合的な困りごとを持つ人の現状を把握し、地域のみんで対応策を話し合えるしくみを検討しましょう。	
公助力	<p>・ 包括的な相談支援体制の推進</p> <p>8050問題や老老介護、認知介護、ダブルケア、ヤングケアラーなどの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、ひきこもりや社会的孤立、既存の支援制度の対象とならない諸制度の狭間の問題など、高齢者や介護、障害者福祉、子育て、生活困窮などに関する複雑化、複合化し、多機関に関係する生活課題、福祉課題などに対して、包括的な相談支援体制の構築を推進します。</p>	

基本施策2 福祉サービス利用の推進

取り組みの方針	・ 効果的な福祉サービスに関する情報提供の推進
	・ 福祉サービス・制度の質の向上と確保の推進
取り組みの一例	
自助力	・ 福祉サービス・制度について正しい理解・認識を深めましょう。
互近助力・共助力	・ 地域での見守りや声かけ活動を通じ要支援者の把握に努め、必要に応じて専門機関・相談窓口につなげましょう。
公助力	<p>・ 効果的な福祉サービスに関する情報提供の推進</p> <p>福祉サービス・制度を必要とする人やその家族が、適切にサービス・制度を選択して利用できるよう、多様な場、機会、媒体を活用して、情報の受け手側の視点に立った積極的かつ効果的な情報提供・発信を推進します。</p>

基本施策3 虐待や暴力被害などの早期発見と支援体制づくりの推進

取り組みの方針	・ 相談体制の充実と被害者保護	・ あらゆる暴力の防止に向けた啓発の推進	
	・ 高齢者虐待防止の推進	・ 障害者虐待防止の推進	・ 児童虐待防止の推進
	取り組みの一例		
自助力	・ 支援や協力を求められたら、可能な範囲で手助けし、必要に応じて早期に関係機関につなぎましょう。		
互近助力・共助力	・ 地域で解決できない課題は、行政や専門機関につなぎ連携して支援しましょう。		
公助力	<p>・ 相談体制の充実と被害者保護</p> <p>専門の相談員による相談窓口での対応や関係部署・関係機関との連携による対応を行うとともに、人権に配慮したきめ細かな相談体制の充実を図ります。また、被害者支援のために必要な被害者本人とその家族への支援と安全確保を推進します。</p>		

基本施策4 権利擁護の推進

取り組みの方針	・ 成年後見制度の周知及び啓発の推進	・ 権利擁護支援体制の強化
	・ 職員などに向けた人材育成による推進	
取り組みの一例		
自助力	・ 権利擁護や成年後見制度に関心を持ち、積極的に学び理解を深めましょう。	
互近助力・共助力	・ 権利擁護の必要性や具体的な制度・事業などについての理解・認識を深め、支援を必要とする人に紹介しましょう。	
公助力	<p>・ 成年後見制度の周知及び啓発の推進</p> <p>社協をはじめとした各種関係機関との連携や、市の広報紙・ホームページなど、多様な媒体や機会を活用し、住民の成年後見制度への関心を高めるとともに、制度の適切な利用に関する啓発や、成年後見制度の利用についての相談窓口の周知を推進します。</p>	

第3次 津山市地域福祉計画



発行日：令和6(2024)年3月

発行：津山市

編集：環境福祉部 社会福祉事務所 生活福祉課

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

TEL：0868-32-2063(直通)

FAX：0868-32-2153

E-mail：seifuku@city.tsuyama.lg.jp